

# 熊本県公報

号外 第 22 号  
平成 19 年 6 月 20 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………… (建 築 課) 1

## 規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 41 号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県建築基準法施行細則（昭和 54 年熊本県規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「の額は」を「は」に、「の 2 分の 1 の額とする」を「(同項第 177 号ただし書の規定により加算した額の手数料を徴収する場合にあっては、同条の別表第 9 に掲げる区分に応じた額に限る。次項及び第 3 項において同じ。) の 2 分の 1 の額を免除する」に改め、同条第 2 項中「免除する」を「条例に規定する手数料の額を免除する」に改め、同条第 3 項中「手数料の額は」を「手数料は」に、「とする」を「を免除する」に改め、同条第 4 項中「減額又は免除を」を「全部又は一部の免除を」に、「減額又は免除の」を「免除の」に改める。

第 3 条中「法第 10 条第 2 項」を「法第 10 条第 4 項」に改め、同条第 2 号中「法第 10 条第 1 項」を「法第 10 条第 2 項及び第 3 項」に改める。

第 16 条中「法第 12 条第 2 項」を「法第 12 条第 3 項」に改める。

第 17 条中「法第 12 条第 3 項」を「法第 12 条第 5 項」に改め、同条の表中「政令第 130 条の 2」を「政令第 130 条の 2 の 3」に、「第 137 条の 9」を「第 137 条の 15」に改め、「既存不適格建築物工事計画報告書（別記第 26 号様式）」の次に「及び政令第 137 条の 2 第 1 号イに該当する場合にあっては、増築又は改築後の建築物の構造方法が国土交通大臣が定める基準に適合する構造方法であることについて知事の指定する者が発行する図書」を加える。

第 18 条の 5 第 1 号中「養老院」を「老人ホーム」に改める。

第 20 条第 3 項中「道路築造完了届（別記第 30 号様式）」を速やかに知事に提出し、道路の築造完了検査を「知事の検査」に改める。

第 21 条中「法第 10 条第 2 項」を「法第 10 条第 4 項」に、「別記第 31 号様式」を「別記第 30 号様式」に改める。

別記第 30 号様式を削り、別記第 31 号様式を別記第 30 号様式とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

